

景観法の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○ 景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）（抄）

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。